

4月から 長寿課のタクシー券が変わります

☎ 長寿課 (☎62-1063)

| | | 高齢者タクシー | 介護タクシー |
|--------|----------|------------------|---------------|
| ①住まい状況 | 令和3年3月まで | 入院中、ショートステイ中は対象外 | |
| | 令和3年4月から | 入院中、ショートステイ中も対象 | |
| ②行先や目的 | 令和3年3月まで | 制限なし | 自宅から医療機関などに限定 |
| | 令和3年4月から | 制限なし | |

変更点①「住まい状況の要件緩和」(高齢者、介護)

これまで対象外だった「入院中」や「ショートステイ中」も、これからは対象となります。他に、グループホーム、有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅に入居しているときなども新たに対象となります。

ただし、介護老人福祉施設(特養)や介護老人保健施設(老健)に入所しているときなど、介護保険法に規定された施設サービスを受けている場合は、タクシー券を利用することはできません。

変更点②「行先や目的の制限廃止」(介護)

これまで、主に通院時にしか利用できませんでしたが、これからは、行先や目的に限らず利用できるようになります。例えば、ショートステイ先から通院するときや医療機関を転院するときなどにも利用できるようになります。



4月1日からオンライン相談が始まります

| 相談 | 相談日時 | 相談内容 | 申込方法・問合せ |
|---|----------------------------------|--|--|
| オンライン 納税相談・税務相談 ID 1007056 | 平日 9時～17時 (1回30分以内) | 納期通りに納付ができない人のための納税相談および税務(市県民税・固定資産税・軽自動車税)に関する相談 | 相談希望日の1週間前までに、①名前(フリガナ)、②連絡先(電話番号)、③相談希望日時(第3希望まで)を☎(nouzei@city.kariya.lg.jp)で納税課へ。 ☎ 納税課 (☎62-1007) |
| オンライン 法律相談 ID 1002895 | 相談内容に応じて相談できる日時は異なります。 | 弁護士による法律相談、税理士による税務相談など | 相談希望日の1週間前までに、電話(62-1058)で日程調整の上、①名前(フリガナ)、②連絡先(電話番号)、③相談日時を☎(kurashi@city.kariya.lg.jp)でくらし安心課へ。 ☎ くらし安心課 (☎62-1058) |
| オンライン 子ども家庭相談・ひとり親家庭相談 ID 1007325 | 平日 9時～17時 (1回30分以内) | 子ども家庭相談(家庭における児童養育や児童福祉など)、ひとり親家庭相談(離婚相談など) | 相談希望日の1週間前までに、オンライン相談申込書(市HPでダウンロード可)を、☎(ksuishin@city.kariya.lg.jp)で子育て推進課へ。 ☎ 子育て推進課 (☎62-1061) |
| 子どもに関する オンライン相談 ID 1007072 | 月～土曜日(祝日を除く) 9時～17時 (1回50分以内) | 子ども(3歳～19歳)に関する相談 | 相談希望日の1週間前までに、電話(62-6313)で子ども相談センターへ。 ☎ 子ども相談センター (☎62-6313) |

持 ウェブカメラ付きのPC、スマートフォンなど

他 申込完了後、利用方法を連絡します。詳しい利用方法などは市HPをご覧ください。